

兵庫県公報

令和3年10月25日 月曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）	1

公布された法令のあらまし

◎職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第40号）

- 1 令和3年12月に一般職に属する職員（企業職員及び単純な労務に雇用される者を除く。）に支給する期末手当及び勤勉手当については、人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、別に条例で定めるところにより算定した額を支給することとした。
- 2 令和3年12月に特別職に属する常勤の職員に支給する期末手当については、人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、別に条例で定めるところにより算定した額を支給することとした。

条 例

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年10月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第40号

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与等に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（期末手当及び勤勉手当の特例）

第7条 令和3年12月に支給する期末手当及び勤勉手当については、人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、別に条例で定めるところにより算定した額を支給する。

（公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正）

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する条例（昭和35年兵庫県条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（期末手当及び勤勉手当の特例）

第5条 令和3年12月に支給する期末手当及び勤勉手当については、人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、別に条例で定めるところにより算定した額を支給する。

（特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第3条 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（期末手当の特例）

6 令和3年12月に支給する期末手当については、人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、別に条例で定めるところにより算定した額を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。